

1. 議事日程（第16日目）

日程第 1 一般質問

1. 宮下 昌子君
 - (1) PCR検査について
 - (2) 災害時における避難所開設について
 - (3) 新大矢野図書館建設について
2. 何川 雅彦君
 - (1) 移住定住施策について
 - (2) 令和3年度以降の財政状況の悪化について
 - (3) 上天草市ふるさとハローワークについて
3. 木下 文宣君
 - (1) 道路側溝の維持管理について
 - (2) 河川（水路）の維持管理について
4. 島田 光久君
 - (1) 障がい者及び高齢者の支援策について
 - (2) 人口減少と財政について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博		
1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
4 番 田中 辰夫	5 番 何川 雅彦	6 番 宮下 昌子
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司
10 番 田中 万里	11 番 北垣 潮	12 番 島田 光久
13 番 津留 和子	14 番 桑原 千知	15 番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	村田 一安
教 育 長	高倉 利孝	総 務 部 長	宇藤 竜一

企画政策部長	花房 博	市民生活部長	水野 博之
建設部長	小西 裕彰	経済振興部長	井手口隆光
健康福祉部長	坂田 結二	教育部長	山下 正
上天草総合病院事務部長	森 千壽	水道局長	山本 一洋

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	海崎 竜也	局長 補 佐	山川 康興
主 幹	倉橋 大樹		

開議 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（園田 一博君） 日程第1、一般質問。

通告がっておりますので、順次発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） おはようございます。6番、日本共産党、宮下昌子です。

今回、私は3点通告しています。11月から、自身の議会報告とともに、アンケートを市内全戸に配付していますが、今、ほとんど配布は終わり、アンケートも多数返ってきています。今もまだ毎日届いている状況です。これまで届いた中から、市民の皆さんの声を紹介しながら、今日の質問をいたします。

まず、PCR検査についてです。第3波と言われる新型コロナウイルスの感染拡大は、全国でものすごい勢いで増えています。1日の感染者数も3,000人を超える状況です。重傷者も過去最多588人を、死者も増えています。やっとなら政府もGOTOトラベルを全国一斉停止にしました。遅過ぎるとしか言いようがありません。県内でも、昨日は30人と発表され、収まる気配はありません。リスクレベルも5の限界警報になりました。上天草市でも感染者が出ましたが、まだ大きな広がりにはなっていないのかなというふうに思います。しかし、自分もいつでも感染の可能性がある、市民の中にも大きな不安が広がっています。そこで、不安を取り除くための一つの手段としてのPCR検査について質問します。

その前に、厚労省が9月20日、65歳以上の高齢者や肺や腎臓などの基礎疾患がある人に対し、希望者が検査を行う自治体には助成するというを決めて通達していますが、これは、上天草市で実施されているかどうかというのは、福祉部長、わかりますか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 今の状況では、実施されていないのが現状でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） これは、市民の皆さんには、65歳以上の高齢者、基礎疾患がある人に対しては、こういうのがありますよというのをお知らせはしてあるんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） その件につきましては、高齢者ふれあい課のほうに通知が来てるかどうか、ちょっと確認してみないとわかりません。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） わかりました。それでは、私もこのことについては通告に入ってませんが、ぜひ厚労省から来てるはずですので調べていただいて、そして、市民の皆さんには告知されているのかどうかということまでちょっと調べとっていただければというふうに思います。

今ですね、市民の方たちが自主的にPCR検査を受けたいというときにどうすればいいのか。市内、または、天草管内で対応できる医療機関があるのかどうか。その手順や費用についてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） もう問1、問2、一緒ということですかね。新型コロナウイルス感染症のPCR検査につきましては、感染症法第15条に基づき、行政検査として実施されております。検査をする医療機関は、都道府県など、都道府県保険証設置市、または、特別区、その都道府県などと委託契約を行った医療機関となっております。このため、PCR検査の実施主体である熊本県におけるPCR検査につきましては、地域の身近な医療機関において、可能な限り多くの検査を受けることができるように、診療検査医療機関を指定することで、発熱者がかかりつけ医などの身近な医療機関において診療検査を受けられる体制を構築しております。

熊本県においては、診療検査医療機関を609機関指定をし、最大1日当たり約8,600件の検査に対応できる体制を整備するとされております。今後は、指定された診療検査医療機関名や対応時間等を共有しまして、地域の実情に応じて可能な限り公表することで、発熱者等が速やかに受診できる環境を整備するため、公表の同意を得た医療機関を、県のホームページにおいて、12月中に公表予定となっております。

現在の熊本県におけるPCR検査体制の整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止を図るための早期発見を行う有症状者への積極的な行政検査実施につなげることを目的としまして、地域の医療機関に対しまして、診療検査医療機関への指定について呼びかけが行われているため、自主的な検査希望に対しての医療機関の把握は、現在は行われておりません。

それと、手順及び費用につきましてはですが、症状がなく、行政検査として該当しない自主的な

PCR検査に関しましては、医療保険適用外となるため、全額自己負担となります。実施する医療機関等において、手順及び金額が設定されておりますので、市としては、実施できる医療機関は今のところ把握しておりません。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 自主的に検査をできる医療機関というのは把握していないということですが、今です、今は症状発熱したり、そういう症状がある人を検査するということになっていきますが、今は検査費用も3万とか5万とか、かなり高額になってきてます。今、ネットでいろいろ調べてみますと、民間のPCR検査がウェブで申込み簡単にできるようです。費用も5,000円ほどから1万5,000円、抗体検査があれば1万8,000円とか、そういう数字が出てきておりました。今、発熱とかそういう症状がなくてもPCR検査を受けたいという人がいっぱいいるんですね。それはどういう人かという、これは私のアンケートで寄せられた声を紹介したいと思います、高齢者施設に勤めている。感染した場合を考えて熊本市内にも行けない。困っている、どうにかしてほしい。これは、大矢野町の60代の方です。天草は大丈夫と思っている人が多いように感じる。PCR検査をもっとすべきだと思う。上天草市のラインを入れているが、情報がちゃんと回ってこない。これも大矢野町40代の方。PCR検査を保育園などで働く人が気軽に受けられるようにしてほしい。これは松島町50代の方。こういうふうにPCR検査を、特に、医療機関とか介護施設で働く方々から、感染を恐れて遠出が出来ない、孫や子供にも会いに行けないとか、また、経営者から控えるように要請されている方々もいらっしゃるようです。そういう医療機関とか介護施設などで働く皆さんが安心して働けるように、このPCR検査というのを公費で支援すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 県内の感染状況につきましては、クラスターが発生している場として、接待や飲食を伴う飲食店、職場内感染、家庭内感染など、感染の様態の多様化や感染経路不明のリンクなしの感染者数の増加により、市民の感染への不安は募っている状況であることを考えると、PCR検査の受診意向が強まっているということは承知しております。

今後、感染拡大が続くと、中高年以上の患者の増加も想定をされ、医療現場の負荷も一層高まると考えられます。医療崩壊を生じさせないためにも、まずは、症状がある方や感染が疑われる方に対する診療や検査を積極的かつ迅速に実施できるよう体制整備が、県において、今進められております。そのほか、県では、クラスター対策として、高齢者施設等において感染者が確認された際には、濃厚接触者以外の入所者や職員については幅広く検査を行うための体制整備の強化を今図られております。

今後、市としましては、感染者からクラスターの発生を防ぎ、感染者数の増加を抑えることが重要であると考えておまして、県で強化しておられます診療検査体制整備を踏まえ、医療機関等に対しまして、混乱を生じさせないためにも、市の感染状況を把握し、市民への情報提供を行いながら、感染防止対策を引き続き講じていく予定でございます。今のところ、公費での検査

については考えておりません。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） その症状が出たり、そういう人たちを検査するのは当然のことですけれども、それでは今追いついていないんですよ。だから、例えば、仕方なく人混みのところに行かなければならなかった、県外に行かなければならなかった出張とかもあるでしょう。そういうので、ひょっとしたらという心配する人たちを、まず、心配する人たちを調べて、PCR検査で調べることが今大事じゃないでしょうか。かかってからでは遅いんですよ。かかる前にPCR検査をして、それが陰性であれば安心して仕事ができるということです。その受けたいという方々に受けてもらう。こういうことをしていくことで、段々段々少なくなっていくという可能性もあるわけです。だから、考えていないとおっしゃいましたけれども、これはぜひ考えていただきたい。

先日のテレビのニュースでも取上げられていましたけれども、民間の医療機関が安価にPCR検査を始めたことや、街頭で受け付ける様子を紹介していました。また、ドライブスルーでの検査もあるようです。これは、感染拡大を防止するためにも必要ではないでしょうか。県内で実施している自治体は、今探しきれませんでしたけれども、全国では、公費助成を始めた自治体が増えています。例えば、福岡市では、高齢者、障害者、医療施設の従事者11万1,000人にするという発表をしています。神戸市でも、介護施設などの職員へ、全額公費で、3、4か月に1度PCR検査を実施すると。栃木県那須塩原市では、希望する市民全員個人負担は1,000円です。南さつま市では、感染の不安があって希望する人、費用の8割を市が負担すると。そのほかに、広島や北九州、函館、静岡の三島市など、ほかにもたくさん始めたところがあります。

で、私もぜひですね、これは、上天草市でも、特に、医療関係、介護施設関係で働く方々は、ストレスを溜めどこにも行けない。自分が感染するかもしれない。相当ストレスを溜めながら働いていらっしゃるんです。それを安心していただくためにも、このPCR検査は必要じゃないかと思いますが、市長、ぜひこのことを考えていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 私も今回感染してですね、大変御迷惑をおかけをしたわけなんですけど。療養中に、もちろん先生方も含めて、いろいろ専門家の方々とのお話する機会もたくさんあって、それを踏まえて、ちょっとお話をしたいと思うんですが、いわゆるそのPCR検査というのは、新型コロナウイルスのウイルス量がある一定程度に達したときに、陽性反応が出る仕組みになってるそうです。検体を粘液、鼻の粘液とか唾液から採取されるわけなんですけど、たまたまですね、たまたまそこがウイルス量が少なかった場所であったりとか、あるいは、その感染後間もない時期であったりとか、そういうケースは、やっぱり陽性反応が出ないケースがまだあるというのが現状だそうです。それで、保健所が、特に、濃厚接触者に対して、PCR検査後、2週間の自宅療養を要請するのは、検査とその2週間のいわゆる療養というか、自宅での療養を同時にやって初めてその感染してないということが証明されるというのが、今の

現状だというお話は聞きました。

おっしゃるように、介護施設とかですね。学校関係者とか、いわゆるそのいろんな方々が入所する施設、預かる施設とか、そういう施設に従事される方というのは、非常に不安を抱えていらっしゃると思います。そこは私もすごく理解はできるんですけども、1度のPCR検査で、それじゃ、そういう従事されてる方々の不安が減るかという、決してそうではなくて、やっぱりその瞬間はその結果が出て、その後からまた同じやっぱり不安を抱えながらやるということになりますので、やるとすればですね、私はやっぱり1週間に2回程度の頻度でやるしかないのかなというふうには思ってます。そう考えると、当然、費用のこともそうなんですけど、やっぱり仕事をしながら検査を頻繁に受けるというのは、かなり負担になりますし、現実的にはですね。それでどこまで効果が出るかというのは、少しやはり疑問に思うところもあります。今、都市部で民間の検査センターが出来て、当日に検査の結果を求めないのであれば、2,000円とか3,000円とか、何かそういうところできるといって今出てますので、もうそういうのがこの近隣でできれば、それにこしたことはないんですけど、今現状としては、それを早急にできるとは、ちょっとさすがに思えないので、個人的には、やっぱり民間の市販されてるいわゆるPCR検査じゃなくても、例えば、抗原検査とか抗体検査とか、いろんな種類があるんですけど、そういった部分を活用して、医療機関の検査じゃないので、それで確定ということはないんですけど、日々の生活の目安としてですね。あとは体調の変化、これらを合わせて少し目安としてそういう検査キットを活用して、いわゆるその感染しているかどうかの目安として活用する方法はないのかなというのを、ちょっと私個人には思っています。それが、ある程度理解が得られればですね。公費で負担してやるという方法も、私はあるというふうには考えてます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 検査でそういう検査の結果が全てではない。すぐ出るものでもなくて、期間があるわけですから、いろいろありはするとは思いますが、やはり、今、市民の皆さんが1番不安に思ってるのは、市長もこの間、開会時に言われましたが、誰でも感染する可能性があるということ。特に、さっきから言ってますように、そういう施設や病院で働く方たちは遠出も出来ない。例えば、遠出したときや、たくさんの人と接触した後、この検査を受けて自分が安心できるのであれば、それでもいいじゃないですか。ぜひですね、この全ての人にすることが費用がかかって大変ということであれば、そういう状況になった希望する方々から始めてみるとかですね。いろいろな方法はあると思います。市民の皆さんの不安を取り除くためにも、ぜひ、このPCR検査を公費で負担してするということは、いろいろな方法があると思いますので、ぜひ、対策課もありますので、その中でもいろいろ話し合っていていただきたいというふうに思います。

次に、災害時における避難所開設についてお尋ねします。

今年は、大きな台風被害はありませんでしたが、7月には、人吉球磨では豪雨による大きな被害が出ました。今後も、気象の変化に伴い、どんな災害が起きるかわかりません。日頃からの訓

練や備えが大事だと思っています。災害時における避難所問題については、昨日も取上げられました。重なる部分を除いて質問いたします。台風10号による避難所開設については、昨日の答弁でわかりましたので、7月の豪雨による避難所開設状況についてお聞きします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、7月豪雨においては、一般避難所5か所、体調不良者避難所が5ヶ所を開設し、全避難所で23世帯、41名の避難者を受入れました。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 台風10号に比べたら、7月の豪雨の場合は少し少ないかなというふうに思いますが、もうこの7月と9月の避難所開設において、何か問題点などなかったのか。あったのであれば、どんなことか教えてください。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしく申し上げます。問題点といたしましては、避難者の各町単位の集計でございますが、大矢野町が537人、人口割合で約3.9%。松島町が287人、人口割合で4.2%。姫戸町が10人、人口割合で約0.4%。龍ヶ岳町が179人、人口割合で約5.0%と、姫戸町の避難者が少なかった結果となっております。コロナ禍の中での避難所開設でありまして、感染拡大防止のため分散避難を推奨してきたことも一因と考えられますけれども、避難所開設場所や避難所の数など、今後検討する必要があると感じております。

また、避難所の運営面につきましては、7月豪雨及び台風9号の避難所開設時には、比較的避難者は少なく、円滑な避難所運営を行うことが出来たと思っておりますが、台風10号接近に伴う避難所開設におきましては、これまでにないほどの避難者が押し寄せ、受け付けやアリーナ内等で密集した状態となったこと。また、避難者の数に対して避難所職員が少なかったこと。女性職員の割合が少なかったことなどが問題であると認識しております。

今後は、スムーズな受け付けや、避難所内の密集を防止するための区画整理など、円滑な避難所運営ができるように、感染防止対策に努めるとともに、避難者を分散させるため、避難所の数や場所などを含め、各地域の自主防災組織などとも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 姫戸町で0.4%ということですので、やはり少なかったかなと思います。私も姫戸町に住んでいますので、姫戸在住の方たちから、かなりいろいろ要望をお聞きしました。で、アンケートに書かれた市民の声を紹介します。地震台風時に近くに避難所が欲しい。これは姫戸町の方です。市は高齢者のことを何も考えとらん。遠い支所までどうやって避難しろと言うのか。これも姫戸の方でした。避難所が遠いので、歩いて行ける場所にしてほしい。これは松島町だった。高齢者で車もない。毛布など持参しなければならないので、行政

の支援で車で避難所まで行けないか。これは大矢野町だったと思います。こういう声が出ています。

姫戸が0.4%ということでしたが、やはり、特に二間戸の方たちですね。支所まで行くのが遠いということで、独自に3地区ぐらい合同で体育館とかを借りて、そこにみんなで避難されたという話もお聞きしました。で、高齢者が今どんどん増えていますので、高齢者の避難というのがとても大変になってきている。だから、せっかく避難所を指定しても、そこに行けないということで避難しないということになっております。この高齢者世帯の避難については、何か対策を講じられたのかを、お尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 本市では、災害対策基本法に基づきまして、災害時、または、災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者を掲載しました避難行動要支援者名簿を整備し、市内各区長、民生委員に情報提供をして、平時の避難訓練、災害時の救助活動、安否確認などに活用いただいているところでございます。

また、1人で避難場所まで避難が出来ず、近所の人の手助けが必要な人につきましては、同意を得た方に限り、避難支援者の登録や避難経路などを記載した個別計画の策定を行っているところでございます。あわせて、避難所開設時には、防災行政無線を活用し、早めの避難についても呼びかけをしているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） アンケートの声にもあったように、避難所が遠いという問題、歩いていけないという問題があると思います。避難所は身を守るためのものです。特に、高齢者が行けないようなところに設置しても意味がありません。こういう市民の声にどうこたえられるのでしょうか。避難所を開設した場合、必ず職員を配置しなければならないのか。また、昨日も災害時の職員の過重労働を心配する質問もありましたが、現在、市役所の中でも正職員はかなり減ってきています。こういう災害時に、各地域の防災組織との連携、先ほど、自主防災組織と連携してということがありましたけれども、私も、ぜひ、この地域自主防災組織を活用して、近くに避難ができる。安心して避難ができるということが1番ベストじゃないかというふうに思います。そのことを、今後、避難所を開設する場合、そういう自主防災組織を活用しての近くに避難所を開設するということは、できるんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願いたします。台風など予測可能な災害の場合は、避難所が遠いなどの状況を考慮して早めに避難を呼びかけておりますが、御指摘いただきました課題につきましては、自主防災会等と連携しまして、ちょっと課題解決に向けて協議したいと思っております。ありがとうございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 毛布とかね、そういういろいろな物を持って歩いていかなければなら

ない。そういう問題もありますので、車のある人はいいですけど、車のない人に対してどうするのかっていうのは、やはり地域の方々が1番御存じですので、そういう人たちと連携して、ぜひ、その辺は、訓練ですから、前もってやっていくことが必要じゃないかなというふうに思います。この間の台風10号のときは、コロナ感染防止のために、昨日もありましたけど、ホテル500人とかいう話が出てましたが、ホテルへの避難をされた方もたくさんいらっしゃいます。いつ収束するかわからない状態です。災害のたびにホテルに避難するわけにもいきません。皆さんが心配なく避難できるような対策をしなければなりません。この感染症対策としては、今回どんなことをされたのか。また、今後、どういうふうにしていこうと思っておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 本市では、避難所での感染防止対策を図るとともに、避難者及び避難所運営に従事する職員等の安全を守るため、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成し、現在、本マニュアルに基づいた避難所運営を行っているところでございます。マニュアルでは、これまで各町1ヶ所程度避難所を開設することとしていたものを、感染症などによる体調不良者が発生した場合などを想定した感染防止策として、一般避難者用と別に体調不良者用の避難所を設け、各町2ヶ所以上となるよう開設することとしたものでございます。また、発熱などの症状がある人や感染症の疑いがある人につきましては、感染防止の観点から、早めの病院受診や、避難所以外の親戚や知人宅へ避難されることの検討をお願いしているところでございます。

そのほか、マニュアルでは、避難所受付時の体調の聞き取り、それと、検温の実施、手洗いうがいの推進、1時間に1回程度の換気の実施、避難者1人当たりの十分なスペースの確保、手指消毒器の設置、マスクの着用などの感染防止対策についても示してございます。

今後は、さきの台風10号の際に開設した避難所の課題などを改善しまして、必要な対策を講じながら、感染防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） この感染対策としては神経を使うところですが、ぜひ、あらゆる手だてをとってやっていただきたいというふうに思います。災害時のこの避難所というのはですね、誰でもすぐに避難ができる場所、遠いから行かない、行けないではなくて、すぐに避難ができるような場所ではないと意味がありません。で、ぜひ、市民の声に応じて改善していただきたいというふうに思います。

この災害時のそういう避難というのは、やはり私は共助が1番安心になると思うんですね。で、例えば、地域の区長さんたちなんかは、自分の地域にどういう方が住んでるのかっていうのは1番把握しておられますから、この自主防災組織を大事にして、共助という形で日頃から接しているということが大事じゃないかというふうに思います。

それと、この避難するに当たっての、やはり専門的な知識とかも必要になると思いますので、

今、上天草市に防災士の資格を持った方がどれぐらいいらっしゃるかわかりませんが、ぜひ、これはですね、その地区ごとに1人は、せめて1人はそういう資格を持った人がいるような体制をとるべきじゃないかというふうに思いますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） ありがとうございます。議員御指摘のとおりですね、防災士が各地区に1人ずつでも配置できるように、今後、推進してまいります。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） ぜひですね、行政として支援をしていただいて、そういう形になるように努力していただきたいというふうに思います。

次に、新大矢野図書館建設についてです。

昨日も取上げられました。図書館は、大矢野図書館の老朽化に伴い、歴史資料の展示スペースや交流スペースを併せ持つ施設となっています。建設場所は、天草四郎ミュージアムに併設する形で、天草四郎公園の整備とあわせて、総事業費は約15億円です。年間維持費は、昨日の答弁で900万円と人件費2,800万円、合計3,700万円ということでした。計画では、今年度基本設計と実施設計、そして、公園の造成工事の予定となっていますが、時間がありませんので、進捗状況は抜きます。

市長は、昨日、令和5年が期限となる合併特例債を使えるうちに建設しないと図書館事業を諦めるということになると答弁されました。確かに、教育的、文化的にも必要な施設だというふうには思います。で、運営がのしかかるとは思っていないとも答弁されました。

ここで、市民の皆さんから、アンケートで意見が寄せられましたので、御紹介します。図書館は廃校などの活用で十分だと思う。宮津地区に公共施設を集中して整備されているが、宮津地区は低地であり、防災面から危険であり、消防署や警察署については、災害時の動きがとれなくなるのではないかと。これは松島町70代。新設の図書館なるものが議会で可決されたと聞いていますが、その予算があれば、介護施設の建設などに回してもらいたい。これは、大矢野町50代の方。図書館建設計画は一時凍結するよう強く要望します。廃校施設を利用することを考えてください。姫戸町70代の方。15億円もかかる図書館だが、今、この市に必要なんでしょうか。大矢野町60代。ほかにもですね、この図書館については、たくさんの意見が寄せられました。昨日は、市民からアンケートをとったらどうかという問いに、これまで十分検討してきたから、その考えはないというふうに答弁されました。確かに、前川端市長が提案された図書館については、見直しとなり、建設場所など時間をかけて検討されてきました。

しかし、今年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が大変なことになっています。影響を受けた人たちへの支援や、拡大防止のための整備など、コロナ対策費が大きく膨らんでいます。国からの支援もあれば、この議会に提出された補正予算も約4億7,600万円が追加され、総額238億7,600万円となります。昨年度の決算額が約209億3,700万円ですから、29億3,900万円も膨らんだこととなります。

図書館建設について議論してきたのは、コロナの影響が出る前ですし、まだまだ感染は拡大する一方です。いつ収束するのか見当が付きません。本当に大丈夫なんでしょうか。コロナによる影響がまだまだ続いていきます。本当に大丈夫なんでしょうか。私はとても心配しています。

昨日、市長は、職員の給料カットにも言及されましたけども、このことが、建設して、そのあと、合併特例債とはいえ、借金です。7割は国が補填するということですがけれども、3割は市が負担することになります。で、この図書館建設だけじゃなくて、ほかにも合併特例債でいろいろやってる事業がありますし、ほかの借金もあります。借金は借金したら必ず返さないといけませんので、今後ですね、コロナ対策にはもっともっとお金がかかる。借金は返済していかないとはいけないということであれば、職員の方々にもしわ寄せが来る。そして、市民の方たちにもしわ寄せが来るということになり、大きな痛みを伴うことになります。本当に大丈夫なんでしょうか。影響ないんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） まず、職員のその報酬ていうか、給料の減額についてはですね。私が言及したていうよりは、いわゆる庁内からそういう提案があつてるといふふうに御理解いただきたいと思います。昨日、そういう答弁はしたんですが、まだ十分庁内での協議も必要だと思うし、今の段階では、そういう意見も出てるというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

それと、図書館の建設の是非といいますか、そこについてなんですけど、現時点で、やっぱコロナの影響が出てるのは事実です。来年度の予算編成についても、収入減の見込みで、税収のほうも減るだろうというような予測の中で、来年度の予算編成に臨まなければならないというふうに考えてます。

ただ、一方でですね、図書館についての予定されている財源というのは、宮下議員も御指摘のように、多くがいわゆる合併特例債ということになります。コロナの影響が長引けば長引くほどですね、対策費も当然必要になるんですけど、もし、合併特例債をコロナの対策に充てれるのであればですね、例えば、そういう特例債で実施する事業を全部やめて、コロナの財源に充てるというのも考えられるのかなとは思んですが、現実的には、特例債をコロナの対策に充てるというわけにはいきません。コロナの対策に充てられるのは、今、国からいただいている交付金であるとか、あるいは一財ですね、一般財源、いわゆる現金をどうやって回して対策に充てるかというのが現実的になります。

我々も、ここ1年2年のことではなくてですね、やっぱり昨日もあつておりましたが、今年がちょうど国勢調査のタイミングでもあるし、5年ごとにですね、やっぱり交付税の見直しもあります。人口の減少もある程度見込みながら、中長期的な予算の確保、

○議長（園田 一博君） 時間です。

○市長（堀江 隆臣君） 財源の確保をやっていく必要がありますので、そういう判断に基づいてやっておりますので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

○6番（宮下 昌子君） 時間が足りない。じゃあ、終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、6番、宮下昌子君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） よろしくお願ひします。

5番、会派暁、何川雅彦です。議長のお許しが出ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今日は、12月15日、今年も残り半月となりました。毎年恒例の今年の漢字が昨日発表され、「密」でありました。コロナ禍にあつて、三密を避けるといったような回避すべき言葉として選ばれましたが、本来は、身口意が仏と一体となる密教の教えであります。この言葉が本来の意味で使われる世の中にしなければなりません。

また、同じ昨日、政府はG o T oトラベルを今月28日から1月11日まで全面停止する方針を表明しました。これで、ゴールデンウィーク、お盆に続き、年末年始も人の往来を制限する事態となりました。このニュース速報を伝えるキャスターが、「G o T oトラブル」と言い間違えたのは、この人がそう思っていたかどうかはわかりません。しかし、進め方を間違えれば、この事業が、後世に語り継がれる天下の愚策となりはしないか、一抹の不安を覚えた次第であります。

2020年は、人類の歴史に大きく刻まれる1年であり、この先2、3年は、ワクチン開発による収束を早期に迎えることができるのか。既存の価値感を捨て、生活様式の転換により、このウイルスをどう克服していくのか。反面、それまで経済は持ちこたえうるのか、正念場の数年間です。

私の一般質問でも、6月、9月議会と、コロナ禍によって変わる行政、市民生活、感染症対策について質問を行ってまいりました。今議会では、感染症により多方面にわたり影響を受けたことに対して、視点を変えて3点質問いたします。

1点目は、感染症により脱都会の動きが顕著となり、住まいに対する意識の変化を捉えた移住定住施策について。2点目は、感染症対策により急激に悪化した市財政について。3つ目は、感染症等により失業を余儀なくされた人たちの相談窓口である上天草市ふるさとハローワークについてです。

それでは、質問に入ります。まず、移住定住施策についてであります。本市では、移住アドバイザーの配置による相談体制強化や定住支援助成金制度の創設、各種移住フェアへの積極的な参

加、空き家バンクの活用など、移住定住事業に注力しております。

まず、今年度の移住相談件数と移住件数の実績は何件か、お伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） おはようございます。よろしく申し上げます。

移住の相談件数と、実際の移住件数についてお答えします。

今年度の11月末日現在では、移住の相談件数は143件でございました。そして、この移住相談をした上で、実際に移住してこられた方は、28世帯、50人の方々です。昨年度の数値を同じ時期の実績で見ますと、移住の相談件数は115件でございました。そして、移住相談をした上で移住してこられた方は37世帯65人でございました。このように、世帯数や人数は昨年度のほうが多いのですが、相談件数は、今年のほうが増加しております。このコロナ禍における都市から地方へという大きなトレンドがありますので、移住の相談件数は確実に増加しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 次に、実際に本市に移住された方の世帯構成、また、職種はどのようなものであるか、お伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） 令和元年度の移住世帯は、昨年度の移住世帯は45世帯いらっしゃいますが、世帯構成で見ますと、まず、単身世帯、つまり御一人で来られた方が25世帯で全体の6割程度を占めております。次に、御夫婦のみの世帯が11世帯。そして、御夫婦に子供さんがいる世帯が9世帯となっております。それぞれが、全体の2割ずつ程度を占めているという状況です。

職種でございますけども、幾つかを御紹介しています。飲食店のソムリエの方、料理人をされている方、あるいは、内航海運業に従事されている方、郵便局にお勤めの方、あるいは、動物の飼育員をされている方、また、飲食店やクラフト工房を開業された方、こういった方など移住された方のお仕事は様々で多岐にわたっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 次に、移住を検討される方から、本市に寄せられる相談内容としては、どのようなものがあるか。また、移住はしたいが、一步を踏み出せない理由として、どのような事案が実態としてあるのか、お伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） 移住に関する主な相談内容でございますが、主に三つ挙げられます。すなわち、物件、仕事、暮らし、この三つです。

まず、物件についてですが、空き家バンク登録物件に関する価格や内見の依頼、また、海の見

える土地かどうかなど、場所に関する内容です。

次に、仕事についてですが、求人情報や農業への従事、いわゆる就農に関する情報のほか、宿泊施設や飲食店の開業に向けた情報提供に関する相談です。

最後に、暮らしについては、日常的な買物ができるお店が近くにあるかどうか。あるいは、保育園や学校などの子育て環境がきちんとあるかどうか。また、病院や歯医者さんが身近にあるかどうか。こういった医療体制の状況について相談があっているところです。

また、移住を躊躇される主な原因は、まず、住居としての希望する物件が見つからないということが、まず、挙げられます。そして、住居が見つかったとしても、趣味や場所、価格など、条件に見合う物件であるかどうか大きな決め手となってきます。

先に申し述べました仕事に関することや暮らしに関することも、移住や引っ越しの際の重要な観点ですが、最後に踏み出すかどうかは、こうした様々な観点を総合的に考えて決めておられるものと考えております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 次の質問ですけども、市のホームページに掲載されておりました定住支援助成金制度、これ変更点があると思いますけども、端的にいいですのでお願いします。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） 定住支援助成金につきましては、令和元年度までの移住支援助成金を名称変更いたしました。様々な課題がございましたので、そういった点を踏まえまして、幾つか変更しております。

まず、転入前の事前申込みを条件としております。また、ご実家への転入、こういったケースは対象から外しております。ほかに、近隣自治体、例えば、宇土市や宇城市、天草市や苓北町でございますけども、こうした近隣自治体からの転入も交付対象から外しております。逆に、定住率が高くなる子育て世代への支援は充実をさせております。また、住宅を取得する際の助成ですとか、引っ越し費用の助成につきまして、助成金の上限額と助成率を変更し、新数1件当たりの助成金額の最大値を抑えながら、より多くの移住者の方に支援できるよう見直しを行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 市としても、より定住促進に効果的な助成金制度に改正したということですが、その前の相談内容、移住に関する相談内容の中で、就農に関する相談があったと、先ほどの答弁でございました。国土交通省の平成30年の資料によれば、都市部の住民における農山漁村に移住してみたいという意向は3割を超え、潜在的に高いニーズがある。趣味として、また、生業として農業に関心が高い。しかし、就農時には、農地と住宅の確保に苦勞する傾向がある。これを解消するのが、農地付空き家であると示されています。

上天草市に移住定住を検討されている方の中には、家庭菜園程度の小規模な農地を取得し、農業を始めようとする人もおられると思います。しかし、これまでは、農地を取得する場合、農地法により取得後の耕作面積が40から50アール以上必要でありました。平成21年施行の改正農地法により、農地取得の下限面積の実質自由化を受けて、地方自治体では定住促進と地域の活性化、遊休農地の有効利用及び解消などの効果を図るため、移住者が空き家バンクに登録されている空き家とあわせて農地を取得する場合、1アールの別段面積を適用している事例が出てきています。本市でも、耕作放棄地の解消と移住定住の促進策として、農地取得の下限面積を緩和すべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） これは、6番目の御質問に対してということですのでよろしいでしょうか。先ほど、議員おっしゃいましたように、平成30年の3月に国土交通省が示されました農地付空き家の手引き等によりまして、移住者が家庭菜園を楽しむなどの充実した生活を過ごせるよう、別段の面積を設定する自治体が増えつつあることは承知しております。本市農業委員会では、本市移住定住促進に寄与するため、天草管内2市1町の連絡協議会において、別段の面積に関する協議を行い、令和2年4月から、移住者が上天草市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地を希望する場合において、別段の面積を1アールと定めているところでありまして、移住定住の促進に寄与するものというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 既にやっているということですのでよろしいでしょうか。今の2市1町で、この空き家付農地の下限面積は、もう緩和していると、踏み切ったということですが、では、これを受けまして、今後の農地付空き家物件の確保、また、定住希望者への周知等の取組をあればお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） この農地付の空き家物件につきましては、市では、既に掘り起こしを進めているところでございますが、今現在は、まだ適当な物件がなく、空き家バンクへの登録物件はございません。今後は、農業委員会事務局とともに、市のホームページなどを活用して、この制度を市民に周知し、農地付空き家物件のさらなる掘り起こしや、農地付物件の魅力発信などを進めてまいりたいと考えております。移住者の方々の農地の活用ニーズなどに対応できるよう物件の情報やデータをできるだけ多く提供して、移住定住のさらなる促進につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） この質問のまとめです。テレワークや遠隔授業によって、都心に住む必要性が低下したことが人々の背中を押しており、これまでの価値感であった「都落ち」という地方に対する負のイメージが払拭された時、地方と都市の関係は再構築され、脱都会の動き

は加速します。上天草市が移住定住の大きな受け皿となるよう、さらなる移住施策の推進と魅力発信に努めていただきたいと申しまして、次の質問です。

2番、令和3年度以降の財政状況の悪化について質問します。

本年度は、年度当初から、新型コロナウイルス感染症対策として、財政の支出、予期せぬ支出があり、財政が逼迫する状態となりました。市は今回、令和3年度の予算編成方針をホームページと広報誌に掲載し、今後の財政状況を公表しました。全ての地方自治体は、予算編成方針を策定しています。また、ホームページに公表している自治体も多く見られます。しかし、多くは、市長、または、総務部長から各部局長への通知という形が一般的であります。

まず、あえて、この令和3年度予算編成方針を広報紙で市民向けに公表した意図は何か、お伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお伺いいたします。

昨日の答弁でも御説明しましたとおり、歳入においては、人口減少による普通交付税の減収や新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減収など、また、歳出面においては、感染症対策も長期化が見込まれるなど、今後、大変厳しい財政状況が予想されます。今回、予算編成方針の公表につきましては、国を初め多くの自治体が公表しております。本市においても、市民の皆様が現状を知っていただくことが重要と判断し、ホームページ及び広報に掲載させていただきました。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 次の質問です。公表された資料では、このまま策を講じないと、財政調整基金が令和6年度にはゼロになるとしています。基金を枯渇させないために、市はどのような取組を行うのか、お伺いします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。令和3年度予算編成においては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費、一部事務組合、広域連合負担金、積立金及び新型コロナウイルス感染症対策に係る経費以外の裁量的経費において、国・県支出金など特定財源等を除く令和2年度一般財源比10%削減とし、歳出削減に努めることとしております。

令和4年度以降については、同ウイルス感染症の影響が不透明であります。第4次財政計画をガイドラインとして、毎年度財政収支の見直しを行い、全部局において、財政環境の現状の認識を共有していくこととしております。

歳入面では、ふるさと納税の推進や収納向上の対策等、財源確保の方策を探るとともに、歳出面では、事業の統合や規模の見直し、コロナ禍を契機としたデジタル化への推進による事務の効率化など、新しい生活様式への対応、また、これまで実施してきた様々な事業成果について検証等を行った上で、本市の財政規模に見合った予算となるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 次の質問です。公表資料では、グラフに見られるように、市民が市財政の見通しに不安を持つのではないかという見方も出来ます。その一方で、市はあるべき将来像、健全な財政状況にするための中長期的なプランは作成されているのか、お伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。中長期的なプランについては、令和2年2月に、第4次財政計画を策定しており、令和3年度予算編成方針の策定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて、財政収支の見直しを行ったところであり、この計画に基づいて、財政健全化を図ってまいります。なお、具体的な取組については、令和2年度から令和5年度までを取組期間とする第4次行政改革実施計画に掲げる取組、25項目中、歳入の確保や歳出削減につながる17の項目について、年度ごとに掲げる取組を着実に実施してまいります。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 4番だったですかね。資料では、普通建設事業計画に計上していない事業は、緊急的なものを除いて認めないとされていますが、今後、計画されている投資的事業の実施についての考えをお伺いします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。先日の答弁でも御説明しましたとおり、厳しい財政状況にあっても、必要な事業が先送りされ、市民サービスの低下や地域経済が衰退するような事態とならないよう、国・県の補助金や地方債等を活用するほか、PFIなどの民間資金、経営能力の活用についても検討を行うなど、あらゆる財源確保に努め、必要性が高い事業、緊急を要する事業について優先順位を付け、計画的に実施していく必要があると考えております。

また、スリムで効率的な行政運営を行う上で、適切な施設規模や配置の見直しや合理化を早急に行う必要があることから、上天草市公共施設総合管理計画に基づくアクションプランの推進により、老朽施設の統廃合や長寿命化を図るとともに、計画的な施設整備を行い、維持管理コストの縮減、平準化を目指してまいります。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） この質問のまとめです。ほかの自治体の予算編成方針も、どこも厳しいものであります。これは、新型コロナの影響、収束が不透明であることに起因しています。事例を一つ挙げれば、大分市では、令和3年度は、異例とも言える2通りの予算原案を作成することとしています。一つは、感染症の収束を想定し、令和2年度の一般財源と同額で予算原

案を作成するもの。もう一つは、感染症対策を優先的に実施するため、不要不急の事業を先送りせざるを得ないことを想定し、重点政策経費と部局裁量経費の合計額、一般財源の10%を削減した予算原案を作成するものです。上天草市もコロナによって新たに発生した事業もあれば、反面、既存の事業で今後見直しをせざるを得ない事業も多くあると思います。現時点で予見することが困難ですが、コロナを克服したときに、市の経済、市民生活が速やかに回復できる財政基盤、市民が安心して暮らせるような財政運営に努めていただきたいと申し上げて、次の質問に移ります。

3番目は、上天草市ふるさとハローワークについてであります。総務省が12月1日に発表した労働力調査によると、10月の完全失業率は、2017年5月以来、3年5か月ぶりの水準へ上昇しました。失業者の増加が止まらない状況であります。また、厚生労働省の調べによれば、新型コロナウイルスの影響による解雇や雇い止めが、見込みを含めて、全国ですけれども、11月27日時点で7万4,055人になったと発表いたしました。業種、この職を求める人にとってハローワークの役割というのは重要になってまいります。

質問に入ります。庁舎内にハローワークが設置されている地方自治体は大変少ないが、本市に設置した経緯及び事業内容をお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） よろしく申し上げます。経緯ですけれども、平成23年にハローワーク天草から、大矢野地域からの利用者が多いという状況であることから、上天草市にふるさとハローワーク開設の打診がございまして、市としても、住民サービスの向上につながることから、設置することとしたものでございます。開設時は、5年間の設置予定ということでございましたけれども、利用者が一定程度あることから、現在も存続されているところでございます。事業内容としましては、職員を2名配置し、求職者に対する職業相談や職業紹介、求人者からの求人募集の受理、その他必要とされる情報の提供等を行っているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 次に、年度別の相談件数及び実績、これは、もう喫緊でいいです。直近でいいです。また、直近での1日当たりの最大相談件数は何件かお伺いします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） まず、年度別の相談者数と就職件数ということで御報告いたします。3ヶ年ぐらいでよろしいでしょうか。平成28年度、相談者数が577人で、就職者数が316件でございます。平成29年度が、相談者数が603人で、就職者数が323件。平成30年度、相談者数が656人で、就職者数が283件であるところでございます。

また、直近での1日当たりの最大利用件数は19件で、1日当たり平均12件の利用であるところでございます。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 今、相談件数、実績ありましたけども、ふるさとハローワークでは、求職者の希望に沿った求人情報を紹介する電話連絡、また、問合せ内容によっては、市役所からも内線でふるさとハローワークに取次ぎがあります。しかし、現状、電話回線が1本しかないため、話し中でつながらないケースも出てきています。相談以外に求人情報の提供業務を行うに当たり、現状では、電話回線が1本しかないが、スムーズな業務の遂行ができるよう回線を増設する考えはないか、お伺いします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） お答えいたします。この件に関しまして、ハローワーク天草に確認いたしました。職員2人に対して、電話機が1台の設置であることから、2人同時に電話による相談には対応出来ず、また、その相談が長時間になりますと、電話が長くなり、不通となることから、利用者には不便を来しているのではないかとこのところございました。可能であれば、2台目の設置をお願いしたいというふうな回答もいただいております。担当部署のほうで、庁舎管理担当の監理課に相談しましたところ、電話機の増設については対応可能ということでございますので、増設する方向で対応を予定したいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 2回線に増設するというところで、ありがとうございます。生活の基盤は仕事であります。今後もハローワークのニーズは高まると言えます。ふるさとハローワークの役割が十分活用できるよう、上天草市と一体となって取り組まれることをお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（園田 一博君） 以上で、5番、何川雅彦君の一般質問は終わりました。

○議長（園田 一博君） ここでお諮りいたします。休憩を飛ばし、継続して会議を開きたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 次に、1番、木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） おはようございます。1番、会派令和、木下です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。今回は、市民生活に身近な環境整備について、道路側溝及び河川水路の管理について質問いたします。

近年の頻発する局地的集中豪雨や台風などの影響により、本市においても、道路の冠水等が発生しており、その対策が喫緊の課題となっております。冠水対策としては、排水機場の整備や、道路整備等、大規模かつ総合的な対策を講じる必要がありますが、整備には多額の予算と期間を要します。一方で、平時の基本的な冠水対策として、道路側溝や河川水路の維持管理を万全にしておくことが、降雨時の道路の冠水や、地域の浸水被害を軽減し、通行者や地域住民の利便性、快適性を図る取組として重要と考えます。

そこで、今回、市で管理している道路側溝及び河川の維持管理の状況を踏まえ、今後の取組について、一般質問を行います。

初めに、道路法では、市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行うと規定されておりますが、道路本体を含め、管理する範囲はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） おはようございます。よろしく申し上げます。

道路法第8条の規定によりまして、市町村道として路線の認定を行った道路につきましては、同法第42条において、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般道路に支障を及ぼさないように努めなければならないとされているところです。道路管理者が管理する範囲は、道路側溝等を含む全ての道路施設であり、道路敷までは、道路管理者が管理する範囲であるところです。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） ただいまの答弁では、法律によって、道路を常時良好な状態で保って維持修繕し、それをもって一般通行に支障を及ぼさないように努めているとのことでした。また、道路管理者が管理する範囲は、道路側溝を含む全ての道路敷であるとの答弁でした。

では、次に、具体的に道路側溝についてお尋ねいたします。道路側溝は、一般的には、排水溝として利用されていると理解しておりますが、本来、道路側溝はどのような目的で設置され、また、利用されているのか、お尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 道路側溝は、雨天時における道路の交通の安全を確保するために整備されているものであります。ただし、上天草市内においては、ほとんどの地域において、下水道が未整備であるため、実情としては、道路側溝に生活排水が流入しているところです。このため、本市の道路側溝につきましては、雨天時の道路排水を処理する機能と、地域の排水を処理する機能をあわせて有しているところでございます。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） ただいまの答弁では、道路側溝の役割として、雨天時における道路の交通の安全を確保するためと、それから、現状としては、道路排水処理として、地域の排水処理としての機能を有していることがわかりました。先ほどの答弁では、道路側溝の管理は、道路管理者が行うということでありました。では、具体的に、道路側溝の管理は、どのようになされているのかをお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 道路側溝の土砂詰まり等につきましては、走行しながらの職員のパトロールにおいては発見が難しいため、現在、主に、区長や地区住民からの通報により情報を得ているところです。道路側溝の土砂詰まり等状況を確認した場合は、作業員及び土木業者への依頼により、土砂撤去対応を行っているところです。道路側溝堆積土砂撤去作業の本年度

の実績としましては、作業員におきましては3ヶ所、近隣の工事に合わせ土木業者において18ヶ所の作業を行っているところです。また、側溝土砂詰まりの延長が長いなど、対応規模が大きい箇所につきましては、翌年度に道路維持事業で予算を確保しまして、その対応に当たっているところです。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） ただいまの答弁では、区長や地域住民からの通報により、作業員や、それから、土木業者に依頼して、本年度は年間3ヶ所と18ヶ所、21ヶ所の土砂撤去が行われたとのことでした。

最後に、部長のほうから、道路予算の道路維持の予算を確保してという言葉が出てきました。財政厳しい折ではありますが、まだまだ未処理の土砂詰まりの箇所が見受けられるようですので、部長におかれましては、予算の確保に向けてよろしく願いいたします。市役所をお願いしても、予算が、予算がという言葉が早く消えるように願っております。

次に、市内を見渡すと、至るところに道路側溝があり、場所によっては、土砂が詰まった状態にあると推測されます。市として、現状をどう認識されているか、お伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 土砂堆積により側溝の機能を果たしていない箇所が存在することにつきまして、道路管理者において、現場状況の認識不足であるか。または、土砂堆積を把握しているが、その対応の予算を確保するため、準備期間中である所と考えられます。基本的には、道路側溝には勾配がついているため、多少の土砂は排水と一緒に流れていくところもありますが、道路の線形及び構造上、勾配が乗れず土砂が堆積する箇所もあるところも原因の一つであります。

今回の御意見を踏まえ、今後は、地域住民としっかりと情報共有を行いまして、道路施設の適正な維持管理に努めてまいります。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 先ほどから、道路パトロール等での巡回による現状把握は困難との答弁であります。まずは、現状把握が必要だと考えます。道路の整備費は限られていると思うことから、区長や地域住民の皆さんとしっかりと情報を共有し、現状把握に努めていただきたいと思っております。

次に、側溝の土砂撤去について、各自治体の対応を見ますと、毎年予算を確保し、計画的に実施している自治体や、区から撤去の要望を受け、緊急性を判断し、実施している自治体など、対応は違うと思っておりますが、本市では、側溝内の土砂撤去はどうなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） さっきも述べましたけども、本市におきまして、道路内の土砂堆積量を確認した場合は、作業員による土砂撤去、または、近隣工事に合わせ地元業者へ依頼し

まして、土砂撤去を行っているところです。道路側溝の適正な維持管理につきまして、雨天時の市道通行の安全性への影響、地域の冠水や住宅浸水の影響及び実情として、生活排水による公衆衛生の影響も考えられ、地域住民の安心安全な生活と強く関わっております。このため、今後も、維持施設管理として、安全安心な住民生活に影響のないよう適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 道路側溝の適正な維持管理は、降雨時の道路の冠水や、地域の浸水被害の軽減に寄与することはもちろん、公衆衛生的にも影響があることから、積極的に取り組む事業であると考えます。まずは、現状を把握され、道路維持費として予算化し、計画的に管理されることを要望し、次の質問に移ります。

次は、河川水路の維持管理についてです。

道路側溝同様に、河川水路の維持管理については、市で管理するものだと認識しています。現在の管理状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 河川水路の維持管理につきましては、堆積した土砂等の撤去に係る費用を毎年150万円程度の予算を確保し、土砂撤去に取り組んでいるところです。また、梅雨前線豪雨等により、自然災害が発生した河川水路の施設が被災した場合は、速やかな災害復旧を実施し、施設の維持管理に努めているところでございます。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 答弁では、土砂撤去費用に年間150万円程度の予算が計上され、事業に取り組まれているとのことでしたが、市内各地に河川や水路が点在する中、年間150万円程度の予算で、実際に足りているのか、疑問に感じました。

次の質問に移ります。昨今、集中豪雨等により、流木の底流や土砂堆積が目立ちます。河川水路の役割を果たしていないと思われるが、適正に管理出来ていると認識されているのか、お尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 河川水路の維持管理につきまして、堆積土砂の撤去が施設機能の確保のために重要であることは認識しているところでございます。ただし、上天草市内には多くの河川や水路が存在し、全ての箇所状況把握に苦慮しているところです。また、区長からの要望による河川の堆積土砂の撤去につきましては、予算は確保したものの、堆積土砂を処分するための土地を確保出来ずに、先送りした箇所も存在しております。

今後は、河川や水路の状況の把握、対応予算の確保及び土砂処分のための土地の確保等についても、積極的に取り組み、河川水路の適正な維持管理に努めてまいります。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 道路側溝同様に、現状把握が困難であるとの答弁でした。やはり建設

課の職員数で、市内全域を調査するのは不可能と思われるので、地域住民との情報共有を大切にしていきたいと思います。

最後になりますが、河川水路を適正に維持し、管理することは、降雨時の道路冠水や家屋の浸水被害の軽減に寄与いたします。今後、適正な維持管理に向け、どのような対策を講じられるのか、お伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 近年地域の冠水や家屋の浸水被害につきまして、増加傾向にあり、その対応につきましても、市民の要望が強くなってきております。また、本年7月の人吉球磨地域の豪雨災害の状況を目の当たりにすると、改めて、河川や水路の適切な管理が重要であることを認識されたところです。

今後、本市においても、河川や水路の維持管理を強化する必要があると考えております。その財源の一つとして、本年度、国が創設した緊急しゅんせつ推進事業の活用を考えており、今後、県河川課へ、その事業の計画書の提出を予定しているところです。

また、堆積土砂の処分先の問題につきましては、地元にも協力もお願いしながら、河川水路の適正な維持管理に努めてまいります。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 緊急しゅんせつ推進事業ですかね。これは、どのようなものかをお尋ねをいたします。また、この事業を利用して、市はどのように取り組まれるのかも、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 昨今の相次ぐ河川氾濫などを踏まえまして、地方公共団体が、緊急かつ集中的にしゅんせつ事業に取組み、危険箇所を解消する、解消できるよう、令和2年度に総務省が創設した事業です。具体的な対象事業内容としましては、個別計画が策定され、緊急的にしゅんせつする必要がある箇所として位置づけられた一級河川、二級河川、準用河川及び普通河川が対象となっており、事業年度が令和2年度から令和6年度までの5年間で、地方財政措置として充当率100%、交付税措置率が70%となっております。

本市としましては、本年7月豪雨の影響で、土砂堆積が地域内の河川及び地域の中でも規模の大きい堆積土砂の撤去について、本事業を利用しまして実施したいと考えております。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 本年度から、本事業を活用しながら取り組むとの答弁があり、一安心をいたしました。まとめになりますが、道路側溝にしても、河川水路にしても、適正な維持管理が出来て、初めて市民の安心安全な暮らしを確保できるものと思います。積極的な取組を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（園田 一博君） 以上で、1番、木下文宣君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩し、午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 12番、島田光久です。議長のお許しが出ましたので、一般質問に入ります。

令和2年も残り少なくなってきました。コロナウイルス感染拡大が続いています。感染防止のため、年末年始も感染予防対策の気を緩めずに過ごすことが求められています。正月の帰省は少なく、年末年始も大きく様変わりしつつあります。コロナウイルスは、これまでの当たり前の生活様式に変化をもたらし、今、社会変革が大きくなるとして進みつつあります。コロナ禍で世の中不透明感が高まっています。今後の天草市の方向性についても不安が高まっています。この不安解消と期待にこたえるために、執行部、議会、私たちも責任は重たいと思っております。

質問に入ります。今日は、まず、最初に、障害者・高齢者の支援策について質問いたします。

日本は、障害者権利条約に2014年に141番目の国として条約締結をしております。この条約とは、障害者の権利を実現するための国がすべきことを決めてあります。国際的約束のことです。これに沿って障害者基本法が改正され、平成30年には、障害者総合支援法が整備されております。障害者の定義として、障害者とは、身体の障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能の障害があるものとなっております。誰でも不治の病、事故等で障害になるリスクを私たち全てが秘めております。そして、高齢とともに、身体の様々な機能障害が発生してきます。また、国及び地方公共団体については、法的義務を課し、民間事業者には努力義務を課した上で、対応方針により、自発的な取組を促しております。

障害基本法では、毎年12月3日から12月9日までを障害者週間とすると明記されております。国民の間に、広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的として、従来の障害の日、2月9日に変わるものとして設置されております。

ここで、お尋ねいたします。当市における障害者・高齢者啓発週間の際、何らかの事業に取り組みられているのかについてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 高齢者週間というのは、今ございませんので、障害者週間、啓発週間についてお答えいたします。障害者週間につきましては、障害者基本法によりまして、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、

文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から12月9日までの1週間を定めてございます。熊本県では、障害者週間を中心に熊本ハートウィークとして各種イベントを開催しております。その一環として、障害のある方に、熊本障害者芸術展に展示する絵画、書道、陶芸、手芸等の作品募集を行っておりまして、本市においても、ホームページ等を活用して周知を図り、同ポスターの掲示もあわせて、各庁舎に行ったところでございます。また、障害福祉に関する相談窓口や福祉制度については、日頃より、市の広報誌を通じて周知掲載を行っているところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） この障害者週間の広報活動は、県内の各市町村がやっております。水俣市ですね、八代市、阿蘇市、美里町、山都町ですね。これは、広報紙で障害者週間を広く啓発しております。八代市は、広報等、FMラジオを使ってやっております。たまたまこの質問をするに当たり、担当課にですね、本市の状況はどうかと、ちょっと尋ねてみました。すると、本市では、そういう活動をやっていないということでした。それが30日でしたね。ならば、あとまだ12月3日までは4、5日あるから、ホームページでね、掲載出来ないものかと聞いたら、出来ないことはない、決裁をしたら出来ますということだったんですよ。本当にできるかなて半信半疑でありましたけど、12月3日にはですね、市のホームページで障害者週間啓発がしっかりやっております。これについては、私は高く評価をしたいと思います。皆さん、障害者施策については、職員の皆さん積極的に取り組んでおります。

次の質問に入ります。障害者差別解消法というのが、この中にあります。障害を理由とする差別の解消の推進に関する、これは法律です。地方公共団体における対応要領、不当な差別取扱の禁止及び合理的配慮の提供に関し、適切に対応するための要領を定めとなっております。本市においても、障害者福祉計画で、恐らくこの要領を定められているとは思いますが。本市市役所を初めとする公共サービス事業者等における障害者の理解を深めるための対策ですね。何かとられているのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 障害者福祉制度等の記事を掲載を含め、今年度におきましては、18回の記事掲載を予定しております。これは週間に限らず、毎月の広報紙を活用して、日頃からそういった周知啓発は行っているということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 他市においては、ハード面のバリアフリーの取組に加え、バリアフリー化の促進に向けた国民の理解を深め協力を求めるため、心のバリアフリーについてを定め取り組んでいる他市たくさんあります。これを見ると、障害者差別解消法の概要や、対応要領に関する研修を盛り込む、職員の研修に盛り込んでおります。そして、業務以外において、地域生活の周知につなげております。本市においても、職員研修でこういう心のバリア推進の

要請というとは、私はすごく効果があるんじゃないかと思うんですけど。それについて、当市でぜひ職員研修に取り入れてほしいと思いますけど、それについていかがでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。市職員についてお答えいたします。障害者福祉行政に対する共通の理解のもと、全庁的な体制で障害者福祉施策の推進を図るため、まず、市職員が障害や障害のある人に対する知識の取得と理解を深める必要があると認識しております。しかしながら、現段階において、市職員に対して具体的な取組等は行っていないことから、今後、障害者施設への訪問実習や有識者による講話等、障害や障害のある人への理解を深めるため、研修の実施について検討してまいります。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ぜひ、前向きにね、積極的に取り組んでもらいたいと思います。

次に行きます。教育基本法です、可能な限り障害である児童及び生徒が障害のない児童生徒とともに教育を受けられるよう配慮するように規定がされております。当市の小・中学校による障害のある幼児・児童・生徒、障害のない幼児・児童・生徒の交流、共同学習の取組の状況はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 私のほうからは、幼児ということで回答をさせていただきたいと思います。当初に、保育所等の取組状況について答弁させていただきます。障害のある子供の保育につきましては、一人一人の子供の発達過程や障害の状態を把握し、安全な環境の下で保育するために、子供の状況に合わせて保育士の配置を行うなど、保育サービスを提供しているところでございます。障害のある子供につきましては、障害の程度に合わせて、保育士の加配を行い、支援の充実を図るとともに、子供同士の交流や共同生活、活動が行える環境を整えている状況でございます。また、療育等が必要な子供の場合につきましては、家庭療育機関及び保育所等が連携することで、子供の発達に沿った支援となるよう巡回支援専門員の指導を受けながら、保育所等での育児保育の充実を図っているところでございます。

○議長（園田 一博君） 教育長。

○教育長（高倉 利孝君） では、よろしくお願ひします。私のほうからは、児童生徒について、御説明をしたいと思います。もう御存じのように、学校には特別支援学級というのがございまして、児童生徒の障害の特性によって、この学級が出来ております。例えば、肢体不自由児とか、あるいは、情緒障害とか、自閉症並びに知的障害とか、そういう障害の特性によって、学級担任がついて学級が編成されますが、市の職員も補助員として入っております。また、看護師としてどうしても必要な場合は、看護師も一緒に療育に入っております。

そこで、お尋ねの合同学習とか、共同活動とかという実態をとということでございますので、通常学級の子供との交流は、なるべく交流を盛んにするように努めているところです。ですから、

学習の内容によって一緒にできる教科は一緒にやっております。例えば、音楽とか、体育とか、あるいは、学校行事でも、遠足とか運動会とかいろいろ体育大会とかありますけども、ほとんど一緒に参加をして、ハンディは少しつけますけれども参加をしている状況です。

特に、12月のこの月は、先ほど説明がありましたけども、障害者週間というのが、3日から9日まであります。さらに、4日から10日までは、人権週間となっております、人権週間の人権教育の中に、障害者の人権という項目がございます、それも含めて学校では取り組んでおります。例年ですと、学級で取り組んだり、あるいは、それを学校全体で集会として交流を深めるわけですけども、今年度は、コロナ禍が進んでおりまして、全体集会は出来ておりませんが、各学級での取組はいつものとおりやっております。特に、授業の中にも取り入れて、障害とは何だろうかとか、バリアフリーについて考えようとか、そういう学習主題で取り組んでいるところです。以上で、よろしゅうございますか。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 障害のある幼児・児童・生徒が、今後ですね、自立し、社会参加するためには、広く社会一般の人々が幼児・児童・生徒の記憶に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠であります。ぜひですね、保育園の保護者、学校関係のPTAのも含めてですね、それからその辺にも輪が広がるような施策をですね。今後取り組んでもらいたい、お願いしたいと思います。

じゃあ、次に行きます。憲法27条の1項で、全ての国民は勤労の権利を有し、義務を負うとあります。障害者にも勤労の権利と義務があります。障害者の雇用等に関する法律で、障害者の雇用と労働者の権利保護のための制度があります。これによると、障害者の法定雇用率制度では、全ての事業者は、一定の雇用率以上の割合で障害者を雇用しなければならないと規定されております。本市における雇用状況について、本市の障害者雇用の状況等、雇用促進の取組について、また、民間企業に対する雇用促進施策されていたら、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律により、地方公共団体に対し、2.5%以上の割合で障害者を雇用するよう法定雇用率が定められており、毎年度6月1日現在の障害者の雇用状況を厚生労働大臣へ報告することとされております。

本市における令和2年6月1日現在の常勤職員の障害者の雇用状況は、重度身体障害者を3名、それ以外の障害者を2名雇用しており、実雇用率は2.68%で、法定雇用率の2.5%を上回っております。なお、雇用率の対象となる障害者であるかについては、厚生労働省のガイドラインに基づき、身体障害者手帳等により確認を行っております。雇用促進の取組につきましては、令和元年度職員採用試験において、障害者を対象とした採用試験を実施することとし、募集を行ったものの応募者はございませんでした。今後の障害者の雇用促進の取組につきましては、令和3年3月から法定雇用率が上げられます。今、2.5%が2.6%になります。市としての障

害者雇用率の目標数値を定めた上で、計画的に採用を行っていきたいと考えております。

以上です。

○12番（島田 光久君） あとは、病院はどうですか。

○議長（園田 一博君） 病院事務部長。

○病院事務部長（森 千壽君） よろしく願いいたします。上天草市の病院事業における障害者の雇用状況についてお答えいたします。

病院の障害者の雇用状況は、重度身体障害者を1名、それ以外の障害者を3名雇用しており、実雇用率は3.27%で、法定雇用率の2.5%を上回っているところでございます。雇用促進の取組としましては、年度ごとの障害者雇用率を注視しながら、採用試験を実施するなど、計画的に障害者の雇用を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 本市においては、雇用率は、ある程度守られていると。ぜひ、今後でもですね、1人でも障害者雇用につながるようにしっかり取り組んでもらいたいと思います。

そして、雇用促進の中に、障害者優先調達推進法の制定というのがあります。これは、公的機関による障害者就労施設から優先的な購入を示唆しております。本市の外部団体ですね、指定管理者等に障害者就労施設からの物品等の調達に対する理解を求め調達の推進を図る必要が私はあると思います。当市の障害者福祉計画を見ると、これはうたわれております。計画の中でですね。だから、現状として、状況はどうかについてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 国などによる障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第4条で、地方公共団体はその区域の障害者就労施設における障害者の就労、または、在宅就労障害者の就業の実態に応じて障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとなっております。障害者の就労施設等からの物品等の調達推進方針を毎年作成しておりまして、調達の目標金額等も定めております。今年度目標額としましては、110万8,800円以上ということになります。方針及び実績等については、ホームページ等に公表をしているところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） あと1点ですね、民間企業に対する雇用促進策というのは、当市では何かされているのか、これについてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 恐れ入ります。この支援策につきましては、国はもちろんいろんな様々な支援策を講じておられます。また、県におきましては、障害者雇用キャンペーンを開くなどしておられますけども、本市では、特に、企業あたりに対しての何らかをすることかということはおしておりません。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ぜひですね、もしも何らかの形でしっかり就労支援につながるような政策をですね、それから、国とか県の施策をホームページなり、広報なりでしっかり提示して、支援につながるように、今後してほしいと思います。

じゃあ、次、行きます。次は、近年、大きな想定外の災害が毎年発生しております。当市も、毎年大雨台風による災害が想定されております。それによって避難行動も発生します。国は災害対策基本法で災害弱者避難行動要支援者名簿作成を自治体に義務づけております。午前中の宮下議員の質問で、本市も行動要支援者名簿作成はもうでき上がっていると。個別計画も取り組んでいるということでしたので、この人数ですね。要支援者名簿を作成されていると思うんですけど、どれくらいの人数になるか。それと、個別計画はどれくらい進んでいるのか。その人数について、ここでお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 本市では、災害時の避難支援を行う目的で、平成22年3月に、上天草市の災害時要援護者避難支援計画を策定しております。また、25年6月には、災害対策基本法の改正によりまして、市町村による避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援者等関係者への提供等を規定されたことによりまして、現在も整備を進めておるところでございます。

避難行動要支援者名簿の整備状況につきましては、12月1日現在でございますが、名簿登録対象者数として5,492名。そのうち名簿登録の同意を得られている人、この方、この人については2,770名、対象者の50.4%になります。その中で、避難に必要な個別計画策定の人352名、対象者の6.4%でございます。避難行動要支援者名簿については、年度当初、各地区区長及び民生委員へ情報提供をしております。要請があれば、警察、消防、社会福祉協議会などへも提供をしているところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） まだ個別計画が6.4%ということで、まだ少ないと思いますので、もうちょっと積極的に工夫されて、個別計画が増えるように頑張ってもらいたいと思います。

次に行きます。人口減少と財政の関係についてお尋ねしていきたいと思います。

今、当市では、人口減少、少子高齢化がものすごい速さで進んでおります。今のところ、止まる気配はございません。人口減少で地域はどう変わるのか。また、生活の影響は様々予想出来ます。生活関連サービスのサービス業、小売業、相当激減してきております。また、税収による行政サービスの低下も予測出来ます。そして、地域交通、バス路線の縮小廃止も続いております。そして、空き家、空き店舗、また、耕作放棄等も増加をしております。これにより、今後、地域コミュニティーの機能低下が予測されます。この人口減少は、行政運営、あるいは、今後の市民生活環境に大きく影響すると考えられております。今後、行政改革や財政運営を、当市としてどのように進められるのかについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。人口減少が本市に与える影響については、個人住民税や普通交付税の減収、さらには、地域活力の減退へとつながるものであり、今般の新型コロナウイルス感染拡大で地方経済が減速する中、その対策として、引き続き、地方創生事業など、地域の活力を高めるための取組を強化していく必要があると認識しております。財政運営につきましては、令和2年2月策定の第4次財政計画に基づき、歳出面では、投資事業の厳選、行財政運営の効率化や公共施設総合管理計画の推進、歳入面では、ふるさと納税の推進や、収納率の向上など、歳出削減と歳入増加の取組をさらに進め、健全な財政運営を図らなければならないと考えております。その上で、具体的な取組といたしまして、行政改革については、令和2年3月策定の第4次上天草市行政改革実施計画に基づき、行政サービス改革、財政改革及び意識改革の三つを柱として、徹底して無駄をなくし、よりコストのかからない効率的で質の高い行政サービスの実現を目標に取り組んでまいります。

特に、行政サービス改革の業務改革の取組につきましては、住民ニーズへの迅速的確な対応や、業務の高度化、省力化等を図るため、行政の情報化を推進し、効率的、効果的な行政運営を行うこととしております。人口減少社会の中で、自治体機能を維持強化していくため、国において、行政のデジタル化による住民サービスの充実や、業務の効率化を推進しており、新型コロナウイルス感染症対策により、行政のデジタル化の動きが加速しております。本市においても、行政改革実施計画に掲げる行政のデジタル化に係る具体的な取組として、公共料金のキャッシュレス決済の導入、AI、RPAの導入及びテレビ会議の実施など、計画よりも前倒しして取り組んでおり、今後も加速する行政のデジタル化の取組をさらに進め、住民サービスの質の向上と業務の効率化を図り、行政運営の維持強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 人口減少を茫然とした危機意識ではなく、自らの地域でも起こるうる問題として、これから住民地域全体として、人口減少がもたらす問題に立ち向かっていく、私は必要があると思います。

そこで、今後ですね、人口減少及び財政が逼迫する状況の中で、市民サービスの低下が考えられていますけど、今後、住民自治機能強化策の考えはあるのかについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。現在、本市においては、行政区における住民自治の強化及び活性化等を図るため、行政区の運営や活動に要する経費等に充てる住民自治活動費交付金を交付しており、行政区における自主的、主体的な住民自治活動の推進につながっていると認識しております。住民自治組織である行政区の現状としましては、行政区役員の成り手不足、行政区民の高齢化及び若者世代の市外への流出などに伴い、行政区の運営が困難に

なりつつあると考えております。市としましては、このような現状を鑑み、住民自治活動交付金による支援に加え、行政区の自主性を踏まえた上で、行政区の再編や住民自治組織への加入促進など、住民自治活動の機能強化に資する支援策を検討してまいります。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今後、人口減少と少子高齢化が進んでまいります。それで、財源不足、当然拡大をしてきます。それに伴って、行政サービスの低下、また、市民のマイナス影響を最小限に、市民のマイナス影響を最小限にとどめ、さらに、向上させるためにはですね、市の業務体制の効率化を一段と推進するとともに、住民自治組織を再編成し、住民自治機能強化をし、またこれを視野に入れながら、市と住民が担う役割分担の見直しを再構築を図る。そして、行財政の在り方の大胆な見直しは、今後、私は必要じゃないかと思っております。本来、行政がなすべきことは何か。また、人口減少に見合った業務内容を今一度考える、問い直す必要があるのかなと思っております。そして、私たち住民も自分の命は自分で守る意識が求められているんじゃないかと思っております。

最後に、市長にお尋ねしますが、先ほどの障害者福祉計画ですね、あれも、もう市長が積極的にやっぱ頑張るように激励すると、担当職員も頑張ると思います。担当課もですね。で、今の減少問題に立ち向かう姿勢ですね、これについて、市長の御意見があったらお聞きしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 障害福祉計画については、市役所もそうなのですが、これからもいわゆる障害者の方々の採用のその基準というのは多分上がっていくと思っておりますので、当然、そこについては努力をしていく必要があるんですが、その前に、やっぱり障害者の方々とともに共栄共存していくていうか、仕事をしていくていうその啓発活動が、まずもっと強化する必要があるのかなというふうに思っています。

それと、その人口減少についてはですね。もう日本そのものが、今、1億2,000万人と言われてますが、100年後は4,000万人になると言われてるぐらい、もう日本全国、全体で人口減少が進みますので、我々としても、その人口減少が進むということ自体は、やっぱりある程度受入れていく必要があると思っております。その上で全体ボリュームが下がりますので、人口が減少していく中で、同じお金のかけ方というのは、もう現実に難しいので、その分は不断のやっぱ見直しというか、その部分は必要だと思います。

その部分で、島田議員が御指摘されるように、住民自治ていいですか、地域でやっぱそういう担っていただける部分が増えていくと、我々の考え方も本当に 的な部分が出てくるのかなと思っておりますが、実際のところ、行政区の統合だけでもですね、やっぱりそれぞれいろんな考え方があって、まだまだ進んでない部分もあります。ここについては、すぐ回答が出るということではないと思っておりますが、ここ、これからですね、やっぱりそこら辺についての理解を進めていただきながら、できる地域からでも行政区の再編が進むように我々も努力していく必要がある

のかなというふうには思っています。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） この人口減少はですね、もう待ったなしで進んでおります。だから、今までの行政運営を新たに改革するていうような視点に立って、ぜひ積極的に、確かに難しい問題が潜めていますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

じゃあ、これで、私の一般質問を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、12番、島田光久君の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、12月21日午前10時から行います。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1時35分